

議案第 18 号

鯖江市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について

鯖江市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第　　号

鯖江市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市空家等の適正管理に関する条例（平成24年鯖江市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名中「適正」を「適切な」に改める。

第1条中「空家等が放置され、管理不全な状態となることを防止し」を「放置された空家等による生活環境への悪影響を防止し」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条　この条例において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

2　この条例において「市民」とは、市内に居住し、もしくは滞在し、または通勤し、もしくは通学する者をいう。

第3条中「が管理不全な状態にあるとき、所有者等と隣人その他」を「の所有者等と隣人その他当該空家等により」に改める。

第4条中「管理不全な状態である」を削る。

第5条第1項中「市長は」の次に「、法第22条第11項の規定による場合のほか」を加える。

第6条第1項中「第7条」を「第8条」に改め、同項第1号中「第6条」を「第7条」に改め、同項第2号中「第14条」を「第22条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。